令和〇年(少)第〇〇号　　窃盗保護事件

意見書

令和〇年〇月〇日

福岡家庭裁判所　御中

少年　〇〇　　〇〇

付添人弁護士　福岡　九州男

　　上記少年の頭書事件について、付添人の意見は下記のとおりである。

記

第１　付添人の意見

　　　付添人としては、少年を保護観察処分とするのが相当であると考える。

第２　非行事実・非行に至る経緯について

１　本件非行事実について

本件非行事実は、いわゆる振り込め詐欺によって他人名義の口座に振り込まれた現金を、少年が、Cこと氏名不詳者からの依頼に基づいて、自身に払戻しの権限のある預貯金ではないと知りながら出金したという窃盗（いわゆる「出し子」）の事案であり、非行事実には争うところはない。

　２　少年のこれまでの生活状況・本件非行事実に至る経緯

少年は、少年が小学４年生の頃に両親が離婚した。その後、少年はパートの母、国立大学に通う兄・少年の３人で生活している。少年は、母子家庭で生活に余裕がないことを早くから意識していたことから、少年は、高校入学前から、早くお金を稼いで家にお金を入れなければならないと考えていた。

そのため、少年は、高校進学にあたっても、一般の高校ではなく、定時制のA高校を選択し、アルバイトをしながら、芸能事務所のオーディションに応募し、芸能界に入ってお金を稼ごうと思った。アイドルになりたいというのは、幼いころからの少年の夢でもあった。しかし、少年は、周囲との比較などから、自身には歌や踊りの才能はもちろん、容姿などにおいてもアイドルになれるほどの抜きん出た要素はないのではないかと感じ、焦りを抱くようになった。

そのような頃に、少年は、主に大学生をメインとする学生団体（後に代表者Bが詐欺の被疑事実で逮捕され、現在、公判が係属中）に誘われ、セミナーの開催等に関与するようになった。少年は、この頃、芸能事務所のオーディションに応募したものの、書類審査で立て続けに不合格となっており、精神的に焦りを感じていた。少年は、Bに、自らの家庭の事情や、アイドルになるためにオーディションに応募しているものの、なかなかうまくいかないことの悩みなどを相談していた。すると、あるとき、Bから、すぐに稼げるバイトがあるので、オーディションに合格するまでの家計の足しにしてはどうかなどと言われて、スマートフォンのアプリTを通じて、Bの先輩と名乗るCこと氏名不詳者を紹介された。Cこと氏名不詳者は、少年に、口座の売買を持ちかけ、少年が未成年のため自力で口座を開設することが不可能であることを知ると、本件非行事実を含む、振り込め詐欺の出し子の仕事を勧めるようになり、少年は、犯罪ではないのかと不審に思ったものの、CがBの先輩であるため信用できるだろうと安易に考えて、報酬ほしさからCの誘いに乗るに至ったものである。

3　本件非行の評価

本件非行の態様は、他人名義の通帳やキャッシュカードを用いて現金を引き出したというものであり、送致されている事実以外に余罪の存在もうかがわれる。しかも少年が詐欺に関する認識を持った後も、Cから、同様のアルバイトをする友人を紹介してくれたら紹介料を支払うと言われてこの誘いに乗り、知人数名をCに紹介するなど、本件非行よりも重大性が増し、あるいは非行の内容が広がっていることは否めない。

しかしながら、少年は、当初からCを犯罪や非行に関与している怪しい人物と分かって関わるようになったのではなく、世間知らずで素直な性格が災いし、学生団体の代表Bからの紹介により信用できる相手と思いながらCと関わるようになったものである。その結果として犯罪行為に巻き込まれたという側面が大きく、主体的に詐欺行為に関与していた訳ではない。また、少年は、Cに言われるままに引き出し行為を行っていたのに過ぎず、振り込め詐欺グループの中では末端に過ぎないといえるし、詐欺であることの認識についても未必的なものにとどまっている。

また、振り込め詐欺に関する認識を有した後も本件各余罪を起こしているものの、少年自身はCに対して、詐欺であることを明確に認識するに至ってからは、何度も辞めさせてほしい旨伝達している。これを受けたCが掌を返したように、少年に対して、メンバーから抜けた場合、本人や家族に危害を加える旨脅迫したため、少年が自発的に警察に相談したことで本件が発覚したものである。そうすると、少年が詐欺行為に主体的に加担していたとまではいえないから、少年の反社会性が深まったと評価すべきではない。

また、金銭目的でCの誘いに乗ったこと自体は否定できないが、それは自身の遊興費などに用いるためではなく、苦しい家計の足しにしたいという思いと、芸能事務所のオーディションになかなか合格しなかったことへの焦りがあったことが背景にあるのであるから、単純に利欲目的と断ずるには躊躇を覚える。

第３　要保護性に関して

　１　少年のこれまでの生活状況等

　少年には、自転車窃盗の非行歴１件と、補導歴が複数回あるが、観護措置取消しについての上申書にも記載したとおり、少年の非行性はそこまで高いわけではない。少年は、基本的には毎日自宅に帰っていて、二度の家出（いずれも翌日には帰宅している）を除けば無断外泊はない。

上述の通り、少年は、家の経済状況等を考えて早く社会に出なければならないと考える等、本来、真面目な性格であって（そのような少年の性格が、家族や友人にできるだけ迷惑をかけたくないという思いに繋がり、本件犯行の一因となってしまったことは否定できないが）、高校入学前から自分の将来について思いを及ぼしながら生活してきたのであるから、自ら本件非行事実のような犯罪に関与するような性行ではない。

本件保護事件も、自分の悩みについて周囲に相談できないという少年の周囲との関係性の築き方、また、犯罪に対する少年の認識の甘さが原因であり、少年の非行性が進行したことによるものではない。

２　家族との関係

　　　もともと、少年は、母、兄と良好な関係にあり、家族間に大きな問題はないが、家族との関係で問題となり得るとすれば、少年が母や兄に迷惑をかけてはいけないと気を遣い過ぎることである。少年のこのような傾向は、少年が、自分と、予備校にも通わずに、奨学金をもらってK大学に進学した兄とを比較してしまうことが主な原因である（少年自身も現在はこの点を認識している）。一方で、少年は、本件非行事件後に、母から、兄も母の助けを借りながらこれまで何とかやってきたのであって何の手助けも借りずに成功した訳ではないという話を聞かされたことで、周囲の助けを借りることに対する抵抗は解消されている。

また、少年は、今回、悩み事を一人で抱え込み、自分で解決しようとしたことによって、被害者や実質的被害者（詐欺事件の被害者）はもちろんのこと、母や兄にもかえって迷惑をかけてしまったことを十分に認識している。今後は母、兄、周囲の大人と相談しながら生活していきたいと考えている。

　３　少年自身の反省と今後の生活等

　　　本件非行及び本件余罪事件当時、少年は、どのような詐欺行為が行われたのか具体的には把握していなかった。これについては、逮捕勾留中の取り調べや、観護措置中の調査等により、詐欺事件の概要を知った。少年は、本件非行事件において少年が引き出した現金は、高齢の女性が老後のために貯めていたお金であったこと、その女性はこれまでこつこつ貯めてきたお金を詐欺行為によって簡単に奪われてしまったことにひどくショックをうけていることを知った。現在では、同女性に対して申し訳ない気持ちを抱き、本件について深く反省している。

　　　また、そのような被害者の存在も含め、自分がとる行動が周囲にどのような影響を与え、リスクを伴うのかということについて、十分に考え、想像することができていなかったことを認識した。少年は、軽率に行動に出たり結論を出したりしてしまう前に、じっくりと考え、必要に応じて周囲に相談することの重要性を理解し始めている。

　　　少年は、今後、A高校に戻ることができれば、授業を受けながら、少年の家族と親しい関係にあるA氏が経営する会社で出荷作業等のアルバイトに従事したいと考えている。アルバイトの給与は、母、兄、A氏ら周囲の大人と相談しながら、本件の実質的被害者への被害弁償資金や等に、計画的に充てて行きたいと考えている（なお、母は、被害弁償金等については、本件非行事件に関連する詐欺事件の動向を踏まえ、少年や弁護士とも協議しながら親として責任を持って処理したいと考えている）。

　　　仮に、A高校に戻ることが出来なかった場合でも、少年は、これまで取得した単位を活かすため、通信性の高校に編入し、平日の日中はアルバイトに励みながら高校卒業を目指すという計画を立てている。少年については、A高校に戻るか否かに拘わらず、規則正しい生活をおくる準備は整っているといえる。

　４　小括

　　　上述の通り、少年の生活は元々それほど要保護性の高い状況ではなかった上、これまで少年が周囲に相談してこなかった問題点等について母、兄らとも話ができたことで、今後は、家族と共に落ちついた生活を送ることが可能である。

第４　処分について

以上のような事情からすれば、少年については、保護観察処分とするのが妥当であると考える次第である。

以　上